様式第十九 (第10条関係)

革新的データ産業活用計画の認定申請書

令和元年7月1日

総務大臣 石田 真敏 殿 経済産業大臣 世耕 弘成 殿

> 東京都千代田区霞が関 5 - 5 5 - 5 株式会社コネイン 卵 代表取締役社長 総務 太郎

生産性向上特別措置法第22条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請 します。

(備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3. 生産性向上特別措置法施行規則第10条第2項又は第3項に該当する場合は、当該各項に掲げる書類を添付する。

革新的データ産業活用計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称株式会社コネイン代表者名(事業者が法人の場合)総務 太郎資本金又は出資の額123,456,789,000 円常時使用する従業員の数12,345 人法人番号0000000000000

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 27 業務用機械器具製造業

連絡先(所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

企画計画部デジタル戦略チーム 経産 次郎 03-1234-5678 keisan-jiro@conein.go.jp

- 2 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無
- (1)特定革新的データ産業活用の実施の予定の有無

- i ・(無
- (2) 特定革新的データ産業活用事業者としての生産性向上特別措置法第26条第1項の規定による主 務大臣の確認の要否(国の機関等のデータの提供の求め) 要・ 否
- 3 生産性向上に特に資するものとしての主務大臣の確認の要否(税制適用の要否)



4 革新的データ産業活用の目標

生産ライン内の〇〇情報を取得し、〇〇情報と連携することで、製品の作り分けの切り替えを自動で行うことが可能となる。これにより生産ロス時間が削減され、生産ラインの生産可能時間の増加を実現する。

5 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

1	データの収集及び活用	【類型 2】		
	の類型	自ら新たに取得するデータを既存の内部データと合わせて連携・利活用する		
	連携させるデータの	【センサー等を利用して新たに収集するデータの内容】		
2	内容、類型該当性に関す	生産ライン内の製品の品種情報(○○情報、○○情報)を収集する。		
	る補足説明	【連携する内部データの内容】		
	る無足成功	既存の○○製品の生産計画数と連動させる。		
		【継続的かつ自動的にデータを収集する方法】		
		生産ラインにおける品種情報を、〇〇センサーより継続的かつ自動的に検知し、		
		【継続的かつ自動的にデータを収集する方法】 生産ラインにおける品種情報を、○○センサーより継続的かつ自動的に検知し、 ○○サーバへ情報を受け渡す。○○サーバにおける○○ソフトウェアにより生産ライン内における各生産工程の進捗状況を判別し、別製品を製造する指示を出すことで生産に関わる切り替え工程を効率化する。 【利用機器・ソフトウェア】 ○○センサー、○○サーバ、○○(ソフトウェア名)		
3	データの収集方法	イン内における各生産工程の進捗状況を判別し、別製品を製造する指示を出すこと		
		で生産に関わる切り替え工程を効率化する。		
		【利用機器・ソフトウェア】		
		○○センサー、○○サーバ、○○(ソフトウェア名)		
		【継続的にデータを連携及び分析する方法】		
		○○ソフトウェアに生産台数情報等の生産計画を入力し、生産装置は○○ソフト		
		ウェアに入力された情報に従って稼動するが、これとともに、生産ラインにおける		
		○○センサーの検知情報を組み合わせることで、未完成品を含めた生産計画に対す		
4	データの連携方法	る生産状況の把握が可能となる。完成品および未完成品の合計が、当初の生産計画		
		数に達した際に、必要量の生産が終わると判断し、自動的に次の生産が計画されて		
		いる品種の生産を始める切り替えを行う。		
		【利用機器・ソフトウェア】		
		○○(ソフトウェア名)、○○(生産装置名)、○○センサー		

(5)	データの活用方法 (データを整理し、他の 事業者に提供する場合 にあっては、それらの方	【分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法】 生産計画の入力により生産ラインが自動的に必要量を生産するための装置設定に切り替わり、必要量を生産した場合は次の生産計画に入っている品種設定に自動的に切り替わる。これにより、生産品種を変更する際に生産ライン内で○○が発生した場合でも○○ソフトウェアが○○センサーにより判別することで、指示をした製品が完成する。
	法を含む。)	【利用機器・ソフトウェア】 ○○ (ソフトウェア名) 、○○センサー、○○ (生産装置名)
6	データを直接活用する 事業の業種 (日本標準産業分類の 中分類から選択)	27 業務用機械器具製造業
7	データの活用による 生産、販売その他事業活 動の変化	同一生産ラインにおいて、複数の品種を生産しているが、従来は生産ライン内において〇〇であったため、〇〇を行うなど、人手による生産品種の切り替えを行っていた。生産ライン内の〇〇情報を取得し、〇〇情報と連携することで、製品の作り分けの切り替えを自動で行うことが可能となり、生産品種を変更する際の生産ロス時間が削減され、生産ラインの生産可能時間が増加する。
8	実施時期	2019年10月~12月(生産性目標算出期間:2020年度~2022年度)

6 データの安全管理

(1) データの安全管理の方法

	ロアア グの女王自住の力位	<u> </u>
1	データにアクセスできる 組織又は個人を必要最小 限に制限する機能	・データが蓄積される○○サーバに対する装置のアクセス権は、各装置に割り当てられた固定 IP アドレスにより制御している。また、今回のシステム導入に合わせる形で、MAC アドレス認証を導入する予定である。 ・データが蓄積されるラインサーバに対する人物のアクセス権は、共用 ID により制御している。共用 ID を管理者が承認した利用可能な人物を台帳で管理する。利用者が当該業務を離れる場合はパスワードを変更し利用者に通知する。・アクセス権限やアクセスログの見直しは、今回のシステム導入後に定期的に実
		施する予定である。
2	データ連携を行うシステ ム間の通信経路から盗取 されないような機能	 ・データ連携は、全て単一の拠点内 LAN (装置内ネットワーク) で行われている。 ・装置内ネットワークにおいて、USB メモリ等の外部記憶媒体の入口は物理的に存在しない。また、装置内ネットワークの敷設箇所においては、入館制限、機器持込の制限、機器接続の制限などのセキュリティ対策が実施されている。
\vdash		

4	データを連携させるシス テムに対する不正なアク セス等を検知する体制	・今回のシステム導入に合わせる形で、○○サーバへのアクセスログを定期的に参照し、不正アクセスを検知できる体制を構築する予定である。 ・UTM において不正アクセス等を検知した場合には、メールでの通知が行われる予定である。
(5)	不正なアクセス等により 被害が生じた場合の対処 方針	 ・今回のシステム導入に合わせる形で、当社の「情報セキュリティ事件・事故報告ガイドライン」に従い事業本部及び関係会社でインシデント発生時の体制を構築する予定である。 ・全社を統括するインシデント発生時の対策部門が設置されており、インシデント発生時には当該部門との連携により対応を行う。
6	データの提供を受ける法 人又は個人における安全 確保対策	・データ連携およびデータ利用は自部門内で完結しており、他部門・他社へのデータ提供は行われない。
7	データを連携させるシス テムについての定期的な 脆弱性確認の方法	・当該データ連係基盤で使用するハードウェア、ソフトウェアは、導入時に脆弱性を確認し対応している。・今回のシステム導入に合わせる形で、定期的な脆弱性の確認体制を構築する予定である。

(2) 上記内容の適正性及びその運用について担保をする情報処理安全確保支援士

氏名 情報 一郎 (署名)

登録番号 第 000000 号

- (注) 1. 申請者が中小企業者の場合は、IT コーディネータでも可。
 - 2. 登録されていることを示す書類の写しを添付すること。

7 個人情報の取扱い

(1) 本計画に係る革新的データ産業活用において用いられるデータにおける、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第6項に規定する個人データの有無



(2) 本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法

1	個人データの種類 (保有個人データを含む 場合にあっては、その旨及 び内容を明記すること)	保有個人データである顧客データ
2	活用の目的	○○のため、連携先事業者と顧客データを連携することにより消費者行動を分析
3	情報の項目	顧客の氏名・年齢及び個人データとして取得した WEB 訪問履歴の項目

4	要配慮個人情報を用いる 場合にあっては、その内容	健康診断の結果、身体障害情報
5	活用方法の概要	連携先事業者から個人データを取得し、当社で匿名加工情報を作成した上で第三 者に提供
6	提供元	○○サービス利用の申し込みをした顧客 (登録会員)
7	取得方法	○○サービス利用の申し込み時に、顧客に対して個人情報の利用目的を WEB に明示した上で、予め同意を得て、WEB 上で顧客自らが記入・登録を行う。
8	匿名加工情報を作成する 場合におけるその方法	匿名加工情報の作成は行わない
9	第三者提供を行う場合に おけるその方法 (個人情報保護法第23 条第2項に規定する方法 による場合にあっては、そ の旨、具体的方法及び個人 情報保護委員会への届出 の有無・時期等)	グループ企業内の○○会社及び××会社に対して、当社が管理するクラウドにあるデータベースを通じて、顧客の氏名・年齢及び個人データとして取得した WEB 訪問履歴をマーケティング促進の目的の下、提供する。
10	第三者提供を受ける場合 におけるその方法	該当なし
11)	外国にある第三者からの 提供を受ける場合におけ るその概要	該当なし
12	外国にある第三者への提 供を行う場合におけるそ の概要	該当なし
13	安全管理措置及び委託先 の監督の概要	社内規定に基づいて安全管理を実施
14)	従業員に対する個人情報 の取扱いに関する教育・啓 発	従業員に対して e-ラーニングを用い、個人情報取り扱いに対する意識を徹底
15	個人情報の取扱いに関し て法令遵守を担保する担 当部署名及び連絡先	部署名:コンプライアンス推進部個人情報保護チーム 連絡先:03-9876-5432
16	個人データの件数	約1万件

(3) 個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法 本計画の内容及び本計画の実施において、個人情報保護法及び関連法令等を遵守するか。



・しない

それを担保する方法: 社内規程、ISMS認定の取得

8 生産性向上の目標

(1) データ活用による生産性の変化の内容

データ活用により生産品種変更時の労働時間が削減され、データ活用前の 1 日あたり〇時間の生産時間が、データ活用後は〇時間と、〇%増加する。年間の生産台数は〇万台であり、1 台あたりの粗利〇円のため、年間で〇億円の利益増が見込める。

(2) 労働生産性

1)	現状(数値)	年間生産台数: ○万台 営業利益: ○億円
2	投資計画策定翌年度の見込み	年間生産台数: ○万台 営業利益: ○億円
3	投資計画策定翌々年度の見込 み	年間生産台数: ○万台 営業利益: ○億円
4	投資計画策定翌々々年度の見 込み	年間生産台数: ○万台 営業利益: ○億円
5	伸び率の年平均の3年間の平 均値(数値)	利益ベース CAGR (3√ (○/○)) -1=2.50%

(3) 投資利益率

1	設備投資額(税制の対象に関するものに限る。)	○億円
2	投資計画策定翌年度の営業利	営業利益:○億円
	益と減価償却費の増加額の合	減価償却費:○億円
	計の見込み	合計:○億円
3	投資計画策定翌々年度の営業	営業利益:○億円
	利益と減価償却費の増加額の	減価償却費:○億円
	合計の見込み	合計:○億円
4	投資計画策定翌々々年度の営	営業利益:○億円
	業利益と減価償却費の増加額	減価償却費:○億円
	の合計の見込み	合計:○億円
5	3年間の平均値	22.22/
	((2+3+4)/1)	20.0%

9 本計画のために新たに投資する設備

(1) 全ての設備

	設備の種類	設備の名称	設備の型式/機能	数量	事業の用に 供する時期	合計金額 (千円)	税制 対象
1	ソフトウェア	00	○○情報と○○情報を	1	2019年	100,000	0
1	// I// I// I// I// I// I// I// I// I//		連携し分析	1	10 月	100,000	
9		00センサ	生産ラインにおける○	10	2019年	50,000	
2	器具備品	<u> </u>	○情報を自動的に検知	10	10 月	50,000	

3	器具備品	○○サーバ	取得データを蓄積	1	2019年 11月	70,000	0
4	機械装置	00	製品の作り分けの切り 替えを自動で行う生産 装置	5	2019年 12月	500,000	0
				合計		720,000	

(2) 上記のうちデータ連携に必要なソフトウェア

	設備の名称	設備の型式/機能	データ連携において果たす役割
			生産ラインにおける○○情報、○○情報
1	1 00	○○情報と○○情報を連携し分析	を連携・分析し、分析結果を基に○○指令
			及び○○指令を生産装置に送る。

10 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

費用	達方法	政府関係金 融機関から の借入れ	民間金融機 関等からの 借入れ	自己資金	その他	合計	備考
データ活用 な資金の合計				720,000			
データ活用 に必要な資 金の額	2019 年度			720,000			

- (注) 1.「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
 - 2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 11 特定革新的データ産業活用の内容
- (1) 関係する産業分野
- (2) 主に収集するデータの内容とその提供元
- (3) 整理することにより生成されるデータ
- (4) 主なデータの提供先